

避難行動要支援者名簿活用の手引き

～ 災害時の人的被害ゼロを目指して ～



松 阪 市

はじめに

平成 23 年の東日本大震災においては被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍になるなど、課題が明らかになりました。

他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年災害対策基本法改正において、全国の市町村で「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたとともに、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう規定が設けられました。

松阪市においては、平成 23 年 8 月より「松阪市災害時要援護者避難支援制度（地域で声かけ助け合い制度）」を創設し、地域における避難支援体制づくりの推進を図ってきましたが、災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者の要件を整理するとともに名簿を作成したところです。

本手引きでは、地域が避難行動要支援者名簿を活用するにあたっての流れや活用方法をまとめています。地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取り組みにご活用ください。

目次

I. 総則	1
-------	---

II. 平時からの取り組みの例	4
-----------------	---

III. 災害時の支援の例	5
---------------	---

<資料>

➤ 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書	6
➤ 避難行動要支援者名簿掲載通知書	7
➤ あなたの情報の提供に関する同意確認書	8
➤ 参考となる類似の取り組み	9

I. 総則

1. 避難行動要支援者名簿について

(1) 避難行動要支援者名簿とは

災害が発生または発生するおそれがある場合に、高齢者のみの世帯の方や、障がい、要介護認定をお持ちの方など、ご自身やご家族などの支援だけでは避難することが難しく、特に支援が必要な方を記載した名簿です。本市では、下記のいずれかの要件に該当する方を「避難行動要支援者」としています。

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの方
- ② 80 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 要介護 3 以上の認定を受けている方
- ④ 障がい 1～2 級に該当する方
(内部障がいを除く。ただし、呼吸器機能障がいは含む。)
- ⑤ 療育手帳の交付を受け、A1 又は A2 の判定を受けた方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け 1 級に該当する方
- ⑦ 避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方

※施設に入所されている方や長期に入院されている方は、この名簿の対象外となります。

(2) 同意者名簿について

本市では、登載要件に該当する全ての人を掲載した「避難行動要支援者名簿」と、平時からの避難支援等関係者への情報提供に同意した人のみを載せた「同意者名簿」の 2 種類を作成しています。今回、住民自治協議会へ提供させていただく名簿は、名簿区分②の「同意者名簿」となります。

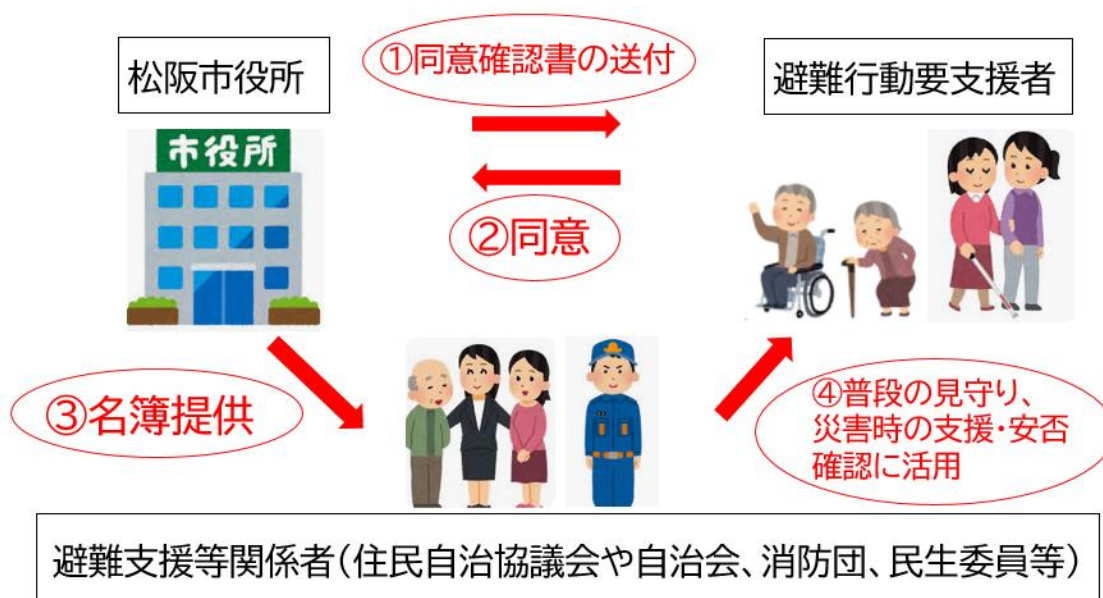
なお、市より更新した新しい名簿を提供する際には、古い名簿を返却していただきます。

	名簿区分	内容
①	避難行動要支援者名簿	要件を満たす方を掲載した名簿で、 <u>災害時には災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に提供できる。</u> (平時は市が保有する。)
②	同意者名簿	避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、平時に避難支援等関係者に提供することに同意された方の名簿。平時から避難支援等関係者へ提供し、災害時の支援のほか、訓練等にも活用できる。

(3) 避難支援等関係者

市から避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者（団体）をいいます。

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 住民自治協議会
- ④ 地区民生委員児童委員協議会
- ⑤ 消防団
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 地域包括支援センター など



（４）個人情報の適切な管理について

市から提供された名簿は、災害時における情報提供、安否確認、避難誘導、救出活動等、また災害時におけるこれらの活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談、防災訓練等の目的以外で使用することや、第三者に提供することはできません。

名簿・台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはなりません。支援者でなくなった後も同様です。また、台帳等を紛失することのないよう適切に管理する必要があります。

複製（コピー）をして地域支援者に渡すと、名簿が散在してしまう恐れがあることから、地域支援者が支援する方の情報のみ複製して渡すなど、原則として必要最小限に限るものとさせていただきます。

万が一、市が提供した名簿の全部又は一部を紛失したときは、直ちに市までご連絡をお願いします。

（５）自助・共助・公助について

災害時には行政による支援（公助）だけでは限界があります。自分の命は自分で守る（自助）、地域で助け合う（共助）が非常に重要となります。

大規模な災害においては、行政機関による救助・救援体制（公助）が整うまで時間を要することが想定されます。阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の 98%が自助と共助により助けられました。

災害時に「共助」が機能するためには、平素からの地域での支援体制の構築が重要となります。

Ⅱ. 平時からの取り組みの例

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から顔の見える関係づくりを行うことが重要です。

避難行動要支援者の所在把握



避難支援等関係者は、市から提供された名簿を確認し、避難行動要支援者がどこに住んでいるのかわかるように地図に落とし込むなどして所在を把握しましょう。

また、名簿に登載されている方が施設入所されているケースも考えられるため、できるだけ居所を確認するようにしてください。

日頃からの声掛け



お互いに顔見知りでなければ、いざという時に支援することができません。日頃の挨拶や声かけなどを通して、避難行動要支援者と顔の見える関係をつくりましょう。

地域支援者の選出



地域支援者とは、避難行動要支援者へ普段からの見守りや、災害が発生、または災害が発生するおそれがあるときに、避難の呼び掛けや避難支援、安否確認等を行う方です。

地域支援者を選出する場合は、一人の地域支援者に役割が集中しないよう、適切な役割分担をしましょう。また、定期的に情報交換の場をもち、役割分担の確認や情報交換を行うことが重要です。

防災訓練への活用



実際の災害を想定し、地域での防災訓練の際に、避難行動要支援者へ避難の声掛けを行ったり、一緒に避難場所（指定避難所等）までのルート歩いてみましょう。

Ⅲ. 災害時の支援の例

支援する方自身やその家族の安全が確保された上で、避難を支援することが前提であり、避難を支援する方が法的な責任や義務を負うことはなく、可能な範囲で支援をお願いするものです。

情報伝達



避難支援等関係者は気象情報や避難情報等を入手または情報伝達を受けたときは、避難行動要支援者またはその家族へ連絡を行い、避難準備や避難開始を勧めましょう。

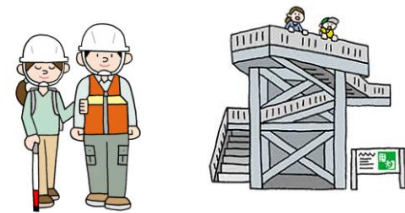
安否確認



地震のように突発的な災害では自力での避難が困難なため、避難行動要支援者は被災家屋に取り残されている可能性が高いことから、安否確認を速やかに行う必要があります。

避難支援等関係者は、集約した地域の安否情報をもとに、生命または身体に影響するような人的被害が想定される場合は速やかに市、または消防、警察等への連絡を行ってください。

避難誘導・避難支援



避難支援を行う地域支援者は、まず最優先に自分と家族の安全を確保しましょう。その上で、安全な避難場所（指定避難所等）へ移動する支援を行ってください。

ただし、移動することでかえって命に危険が及ぶおそれがある場合は、自宅の2階など屋内で安全を確保します。

なお、津波警報や大津波警報が発表された場合には、沿岸部にお住まいの方については避難指示の有無に関わらず、津波浸水想定区域外や津波避難タワー等に避難してください。

様式 1

避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

下記のとおり、避難行動要支援者名簿を確かに受領しました。

避難行動要支援者名簿の活用については、災害対策基本法の趣旨をよく理解し、知りえた情報を第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理することを誓います。

記

団 体 名	
受 領 者 住 所	
受 領 者 氏 名	
名 簿 管 理 者	
名 簿 保 管 場 所	
備 考	

資料 1 避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市長 竹上 真人

平素は市の防災施策に対しご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

災害時に逃げ遅れによって高齢者などが犠牲になることが懸念されていることを踏まえ、市では高齢者や要介護者、障がい者など一定の要件に該当する方を「避難行動要支援者」として名簿を作成しています。

あなたは、下記の要件に該当することから、市の名簿に掲載されていることを通知いたします。また、令和 年 月に発送した通知にて確認が取れなかった方へも改めて通知いたします。

記

(該当要件) ※令和 年 1 月 1 日時点

- | | |
|--|--|
| ☐ 75 歳以上ひとり暮らし | ☐ 80 歳以上の高齢者のみ世帯 |
| ☐ 要介護 3 以上 | ☐ 障がい 1～2 級 (内部障がいを除く。呼吸器系は含む。) |
| ☐ 療育手帳 A 1 又は A 2 | ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 |

《必ずお読みください》

- (1) 生命又は身体を災害から保護するために、災害が発生したときには、あなたの情報(氏名、生年月日、性別、住所等)を避難支援等関係者へ提供することがあります。
- (2) 災害発生時に迅速な避難支援のため、平時から避難支援等関係者へあなたの情報を提供することに対して、同意されるかどうかについて、同封の「あなたの情報の提供に関する同意確認書」にて返信してください。

提出期限：令和 年 月 日

期限を過ぎても受付は可能ですが、支援関係者へ提供する名簿への掲載が次年度になることがあります。

- (3) 避難支援等関係者自身やその家族などの安全確保が前提となるため、必ず避難支援がなされることが保証されるものではありません。

(お問合せ先) 松阪市 防災対策課
電話番号：0598-53-4313 FAX：0598-22-1055

資料2 あなたの情報の提供に関する同意確認書

あなたの情報の提供に関する同意確認書

この確認書の太枠内をご記入の上、同封の返信用封筒にて松阪市へご返送ください。
同意しない場合であってもご返送ください。

災害に備えるため、私に関する以下の情報を、あらかじめ消防や警察、住民自治協議会、自治会、町内会、消防団などの避難支援等関係者へ提供することに、

1 同意し、避難支援を希望します。

2 同意しません。

(理由) ☐ 入院または施設入所等により自宅にいません。

☐ 同居の家族により支援が受けられるので必要ありません。

☐ その他 ()

(1または2のいずれかに○をつけてください。2の場合はその理由にチェック✓を入れてください。)

(宛先) 松阪市長 年 月 日

住所 松阪市 町 番地

上記住所以外にお住まいの場合 松阪市 町 番地

氏名

あなたが加入している自治会 自治会

※本人が直筆できない場合または未成年の場合には、代理人が署名・代筆をすることができます。
その場合は、下に代理人の氏名を記入してください。

代理人氏名

※同意される場合には、次の太枠内も記入をしてください。
(該当がなければご記入は不要です。)

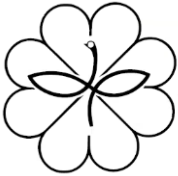
あなたの電話番号	
緊急時の連絡先 (家族や親戚など) ※可能であれば2名 ご記入ください。	(氏名) (続柄)
	(住所)
	(電話)
	(氏名) (続柄)
	(住所)
	(電話)

(避難支援等関係者へ提供されるあなたの情報)

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④お住まいの住所 ⑤上に記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先 ⑥通知書に記載されている事由 (該当要件)

※災害の状況によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあるため、
同意することによって必ず支援されることを保証するものではありません。

資料3 参考となる類似の取り組み

取り組み	概要	担当／連絡先
高齢者実態調査 	在宅高齢者の実態を把握し、民生委員活動や高齢者福祉対策等の推進に必要な基礎資料とするため、民生委員により年1回(10月)に65歳以上の一人暮らしや寝たきりの高齢者、80歳以上のみの高齢者のみ世帯を各戸訪問しています。	健康福祉総務課 ☎31-1925
緊急連絡カード 	救急搬送が必要な場合などに備えて、本人の緊急連絡先やかかりつけ医の情報等を記入しておくことで、有事の際に本人により消防や警察、医療機関へ提示することができます。	健康福祉総務課 ☎31-1925
救急医療情報キット  	救急搬送が必要な場合などに備えて、本人の緊急連絡先や医療情報等を記入するシートと容器を配布して、冷蔵庫に保管します。緊急要請があった場合には消防や警察、医療機関へ提供することができます。	高齢者支援課 ☎53-4069
ヘルプカード ヘルプマーク  	外見から分からない障がいのある方や病気、妊娠初期の方など、外出先や避難所で周囲の配慮や支援が必要な方が日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするカードです。	障がい福祉課 ☎53-4059
サポートブック 	障がい者(児)の特徴や特性、コミュニケーションのとり方や癖、さらに様々な場面での反応の仕方などを、保護者(父母・本人をよく知る方)が、具体的に見やすくまとめたもので、「障がい者が、支援を受ける際に支援者に読んでもらい利用してもらう」携帯型のツール(道具)です。	社会福祉協議会 ☎30-5690

※上記の取り組みは全ての避難行動要支援者が行っているわけではありません。

避難行動要支援者名簿活用の手引き

発行：松阪市（防災対策課）

☎：0598-53-4313／FAX：0598-22-1055

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1